平成３０年７月豪雨に伴う休業により、
国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主の方へ

愛媛県豪雨災害緊急地域雇用維持助成金の御案内

愛媛県では、平成 30 年７月豪雨に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主の方に、「愛媛県豪雨災害緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成して、雇用環境の安定を図るとともに、被災事業主の事業再開を支援します。

～助成内容～

支給対象…愛媛県内に所在する事業所で、平成３０年７月豪雨に伴う休業により、労働者に支払った休業手当（教育訓練・出向によるものは対象外）について、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた県内全域の事業主。

助成金の額

国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成。
（１事業所当たり年 100 万円を上限）

（国支給率の区分）		（県助成金の額）	
（大企業）	３分の２の場合	国支給決定金額の	５分の１の額
（中小企業）	５分の４の場合	〃	20 分の３の額

助成割合
イメージ

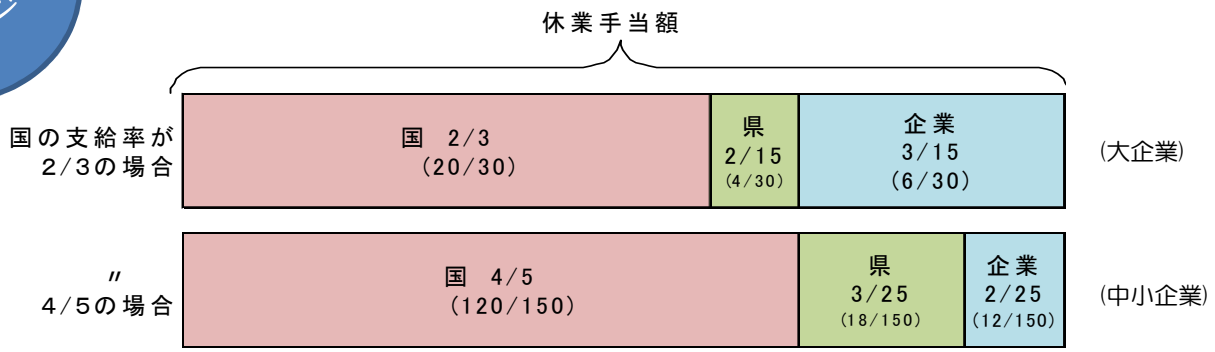

○申請手続　「支給申請書」と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）

〒790-8570　愛媛県　経済労働部　雇用対策室（封筒への住所記載不要）

○申請書類の入手方法　県ホームページからダウンロード
（「愛媛県、豪雨、雇用維持助成金」で検索）

【お問い合わせ】〒790-8570　松山市一番町 4-4-2 愛媛県　経済労働部産業雇用局　労政雇用課雇用対策室
電話番号：089-912-2505　FAX：089-912-2508　メール：koyoutaisaku@pref.ehime.lg.jp